別記様式第１号

新潟市公告第２９６号

入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行いますので，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第 8 条の規定に基づき公告します。

平成１８年7月１２日

新潟市長　篠　田　　昭

１　入札に付する事項

（1）番　号	第６４０３４号
（2）品　名	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）ぎ装
（3）品質・規格・数量など	仕様書のとおり　１式
（4）契約の条項を示す場所	新潟市企画財政局財政部契約課
（5）入札日時・場所	平成１８年8月8日　午後2時００分 新潟市役所第１分館　契約課入札室
（6）履行期限・履行場所	平成１９年2月２８日 新潟市消防局
（7）入札保証金	新潟市契約規則第１０条第２号により免除
（8）入札を無効とする場合	新潟市契約規則第１７条第１項の規定に該当するときは無効とし，入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
（9）入札を中止とする場合	新潟市契約規則第１９条の規定に該当する場合のほか，対象の入札参加資格者が少数で，競争性が確保できないと判断される場合は，入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，前項の規定によるほか，抽選により入札者を決定するなどの場合があります。

（11）契約保証金	新潟市契約規則第３３条及び第３４条の規定によります。
（12）予定価格	公表しません。
（13）最低制限価格	設けません。
（14）契約締結について議会の議決を要するための仮契	無

２　入札参加資格の要件

（１）　新潟市内に本店，支店または営業所があり，かつ，当該本支店等が本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者

（２）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

（３）　指名停止措置を受けていない者

３　入札の参加手続

（１）　一般競争入札参加申請書（別記様式第２号）を２部持参申請してください。
なお，入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

（２）　提出先　　新潟市企画財政局財政部契約課物品契約係
〒９５１－８５５０　新潟市学校町通１番町６０２番地１
新潟市役所第１分館４階
電話　　０２５－２２８－１０００（代表）
ＦＡＸ　０２５－２２５－３５００

（３）　入札参加申請期限　　平成１８年7月２７日

（４）　受付期間　入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前９時～午後５時
（土・日・祝日を除く）

４　質疑書の提出について

説明会を開催しませんので，質疑事項がある場合は，下記により，必ず質疑書を提出してください。提出は，入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

①　様式　　別紙様式に準じて作成してください。

②　提出期間　平成１８年7月２１日（金）午後５時まで

③　提出先　　新潟市企画財政局財政部契約課物品契約係

④　その他　　電話での受付は一切しません。
ＦＡＸ（０２５－２２５－３５００）のみの受付となります。
回答は，個別にＦＡＸするほか7月２６日に入札控室で掲示します。
連絡用に返信用ＦＡＸ番号を記入願います。
質疑書には，正確な番号及び品名を記入願います。

５　入札時の注意事項

①　入札時間に遅れた場合は，入札に参加できません。

②　代理人が入札する場合は，委任状を提出してください。

③　落札者の決定にあたっては，入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に

相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とするので，入札参加申請者は，消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

④　入札参加申請後に入札を辞退する場合は，書面で届け出てください。

⑤　入札に参加される方は，入札参加申請者毎に原則１名とします。

6　落札者の決定

落札者が決定したときは，直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

別記様式第２号

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

担当者

（電話番号　　）

（ＦＡＸ番号　　）

下記入札の入札参加資格要件を満たしており，入札に参加したいので，新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第５条第１項の規定により申請します。

記

公告年月日	
番　　号	
品　　名	

別紙様式

質　　疑　　書

住　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

（担当者　　）
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

1　番　号

2　品　名

質　疑　事　項

平 成 １ ８ 年 度

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型

ぎ装仕様書

新 潟 市 消 防 局

第１　総　則

１　目　的

この仕様書は，当市が平成１８年度に購入する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型（以下「本車両」という。）のぎ装について定める。

２　適合法令等

本車両の製作は，仕様書及び承認図書による他，次に掲げる法令等に適合し，緊急自動車として承認を得られるものとする

（１）消防防災設備整備費補助金交付要綱(平成１４年消防消第７０号)
（２）国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和２９年総理府告示第４８７号）
（３）動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和６１年自治省令第２４号）
（４）道路運送車両法（昭和２６年運輸省令第１８５号）
（５）道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）
（６）その他の関係法令等

３　車両概要

本車両は，４輪駆動の消防専用シャシーに，消防ポンプ装置（消防検定Ａ２級ポンプ），水槽（２立方メートル），高圧噴霧消火装置，無線電話装置及び消防活動上必要な資機材を装備し，迅速確実な消防活動が行うことができる水槽付消防ポンプ自動車とする。

４　製作上の問題処理等

（１）ぎ装は災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型として，当市が別に契約するシャシーに行うものであり，製作にあたってはシャシーメーカーと緊密な連絡を保ち，誠意を持って行うこと。シャシーは契約後３箇月以内にシャシーメーカーより引き渡しを受けることとする。又，シャシーメーカーとその完成物について連帯で製品の責任保証をすること。
（２）シャシーメーカーより引渡しを受けた車両の保管責任は当市の納入検査を受けるまでの間は，ぎ装メーカーが負うものとする。
（３）仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は，当市とその都度速やかに協議し，承認を得たあと施工すること。
（４）仕様内容については，当市の解釈に従うものとする。
（５）本車両製作にあたり，工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は，受注者においてこれらの問題を解決し，その旨を当市に報告すること。

５　製作上の注意

車体は，常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るもので，次のとおりとする。

（１）標準装備以外の各装置及び部品の取付けは，ボルト締めを原則とすること。
（２）車体全般にわたり，防水，防蝕及び防錆措置を十分行うこと。

（３）清掃，点検，調整及び修理が容易に行えるものとすること。
（４）使用取り扱い上の安全性及び操作性を十分考慮すること。
（５）全体的に重量軽減を図り，前後左右の荷重バランスを十分考慮すること。
（６）装備品等は機能的，かつ，バランスよく配備すること。
（７）堅牢にして，長期の使用に十分耐え得るもので，かつ，維持管理が経済的に行えるものとすること。
（８）洗浄ができ，かつ，残水等の生じない構造とすること。
　また，フェンダー等で器具等により塗装剥離の恐れのある部分には，適切な保護対策を講ずること。

第２　提出書類

１　承認図書

契約後速やかに当市と細部打合せを行うものとし，細部打合せ後１ケ月以内に次の書類（Ａ４版に製本）を３部提出し，承認を受けること。

なお，承認後１部を受注者へ返却するものとする。

（１）製作工程表
（２）製作図等
ア　ぎ装諸元明細書
イ　ぎ装外観４面図（縮尺１：２０）
ウ　車体骨組図
エ　資機材収納ボックス製作図
オ　装備品取付図
カ　水槽関係図
キ　ポンプ関係図
ク　真空ポンプ関係図
ケ　配管図及び配管系統図
コ　電気系統配線図
サ　はしご昇降装置関係図
シ　高圧噴霧消火装置関係図
ス　使用資機材明細一覧表（メーカー名及び型式）
セ　その他当市が指示したもの

２　着手届

承認図書の審査を受けた後，着手届を１部提出し，着工すること。

３　進ちょく状況の報告

製作工程ごとの進ちょく状況を示す書類，写真を１部提出すること。

４　完成図書

納入時に次の書類（Ａ４版に製本）を２部提出すること。

（１）製作図
（２）改造自動車等審査結果通知書の写し
（３）総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す適合証の写し
（４）消防ポンプ(真空ポンプを含む)試験成績書
（５）ポンプ取り扱い説明書及び整備要領書
（６）ポンプパーツリスト
（７）装備品等一覧表（保証書付）及び取り扱い説明書
（８）主要資機材一覧表（保証書付）及び取り扱い説明書
（９）納品書，納品明細書
（10）その他，当市が指示するもの

５　写真（カラーE版，又はデジタルカメラ写真と写真を保存したＣＤ）

次に掲げる写真（A４版ファイルで製本）を，それぞれの指定部数提出すること。

（１）完成車両（新規登録後でナンバー付）の前後左右及び斜め前後左右方向から撮影したもの　５部
（２）製作工程に基づくシャシーから完成車までの状況を撮影したもの　１部
（３）塗装状況が確認できるもの（工程ごと）　１部
（４）付属品を撮影したもの　１部
（５）その他，当市が指示するもの

第３　ぎ　装

１　完成車の寸法及び重量

（１）全　　長　　７，５００ミリメートル以下
（２）全　　高　　３，３００ミリメートル以下
（３）全　　幅　　２，５００ミリメートル㎜以下
（４）車両総重量　　１１．５トン未満

２　主な装備品

（１）消防ポンプ装置　　Ａ２級
（２）水槽容量　　２立方メートル以上
（３）梯子動力昇降装置　　電動式
（４）照明装置　　メタルハライド投光器
（５）高圧噴霧消火装置
（６）無線電話装置

３　ポンプ等の材料

次に掲げるもの又は同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用すること。

部　品　名	材　料
羽　根　車	日本工業規格Ｈ５１１１（青銅鋳物）

ポ	ポンプケース	日本工業規格Ｈ５１１１（青銅鋳物） 日本工業規格Ｇ５５０１（ねずみ鋳鉄品） 日本工業規格Ｈ５２０２（アルミニウム合金鋳物）
ン	ポンプ軸	日本工業規格Ｇ４３０３（ステンレス鋼棒） 日本工業規格Ｇ４１０２（ニッケルクロム鋼鋼材）
	真空ポンプ	日本工業規格Ｈ５１１１（青銅鋳物）
	真空ポンプ軸	日本工業規格Ｇ４０５１（機械構造用炭素鋼鋼材）
	重要動力伝導軸	日本工業規格Ｇ４０５１（機械構造用炭素鋼鋼材）
プ	重要動力伝導歯車	日本工業規格Ｇ４０５２（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（Ｈ鋼））
吸・吐水用配管		日本工業規格Ｇ５５０１（ねずみ鋳鉄品） 日本工業規格Ｇ３４５２（配管用炭素鋼管）
ホース結合用ネジ部 車の構成材		日本工業規格Ｈ５１１１（青銅鋳物） 日本工業規格Ｇ３１０１（一般構造用圧延鋼材）
銅及び銅合金部分を除く通水内面には，防食処置を施すこと。		

4　ぎ装材料

（1）フロアーステップ，バンパー上部，その他必要とする部分は，アルミ縞板とする。

ア　車体上部	３．５ミリメートル以上
イ　側　　板	２．０ミリメートル以上
ウ　サイドエプロン	１．２ミリメートル以上
エ　フェンダー	１．０ミリメートル以上
オ　ホース延長用資機材昇降用レール	４．５ミリメートル以上

（2）保護枠，計器板，蝶板，手摺りその他金属の露出部分及び外部に取付けるボルトナット類は全てステンレス製のものを使用すること。

（3）コーキング類は弾力性があり，永年使用により硬化しないものを使用すること。

（4）プラスチック類は，全て難燃性のものを使用すること。

（5）ゴム製品は，全て耐油性の合成ゴムを使用すること。

5　ポンプ装置関係

（1）分解及び点検整備が容易にでき，かつ，振動等によりゆるみ等が生じないようシャシーフレームに確実に取付けること。

（2）付属装置等は，点検整備及び修理等が容易にでき，かつ，振動等によりゆるみ等が生じないよう確実に取付けること。

（3）駆動は，シャシーに付属するポンプミッションを介して行うこと。

（4）動力伝達は，スプラインシャフト及びユニバーサルジョイント等を使用して，車体のねじれ等に十分耐え，かつ異常な騒音を発しない構造とすること。

（5）流量計は，ポンプ室両側に各１個設けること。

（6）流量積算計は，右側ポンプ操作部に１個設けること。

（7）不凍液注入装置は，不凍液が逆流しない構造とし，不凍液を容易に注入できる場

所に設けること。
（８）ボールコック付７５ミリメートル（ストレーナー付）の吸水口を車体後部両側に各１個設け，吸水口には７５ミリメートル自在式エルボを取付けること。
（９）ボールコック付６５ミリメートルの放水口をポンプ室両側に各２個設けること。
（10）ボールコック付６５ミリメートルの中継口をポンプ室両側に各１個設けること。

６　揚水装置

（１）無給油式の真空ポンプとする。
（２）自動式及び手動式を別回路で設け，真空ポンプクラッチは，水圧により自動的に離脱するほか，手動でも脱着できる構造とすること。
（３）動力取り出し装置は，次のとおりとする。
ア　真空ポンプの駆動は，ポンプの駆動軸から真空ポンプクラッチを介して行う方式とすること。
イ　機能確実で，振動，騒音が少なく円滑に脱着できるものとすること。

７　水　槽

（１）材料の厚さは，次のとおりとする。
ア　側板　　４．０ミリメートル以上
イ　底部　　６．０ミリメートル以上
ウ　上部　　４．５ミリメートル以上
（２）振動，衝撃，損傷，緩み等を生じないように車体に固定して設け水圧に変形及び水漏れのない構造とし，水槽内面は適当と認められる防食加工を施し，内部には有効に防波板を設けること。
（３）内部は，清掃，塗替等に便利な構造とすること。
（４）オーバーフローパイプ（６５ミリメートル）を設けること。
（５）補給口は，ボールコック付６５ミリメートルとし，車両両側に各１個設けること。
（６）車両左右両側の見易い位置に，水量計（赤色浮き，保護管付）を設けること。
なお，保護管には，実測により１００リットル単位の目盛と５００リットルごとに数字を付すこと。
（７）ポンプによる自己補給が可能であり，ポンプへの補給口及び排水口を設け，配管には緩衝装置を施すこと。
（８）水槽上面には，開閉が容易にできる密閉構造のマンホールを設けること。
（９）水槽と配管等との接続は，原則としてフランジ接続とすること。
（10）塗装は，船底塗料等防食加工とし５パーセント以上の塩水の噴霧試験に合格するものであること。
（11）ポンプへの給水配管は，毎分１，５００リットル以上の放水に適する大きさであると。

８　取付品及び取付装置

別表１のとおりとし，同等以上の品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し，新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

（１）赤色警光灯

ア　車両前部（標識灯，スピーカー付）

（ア）キャブ屋根上面に取付け台を設け，取付けること。

（イ）標識灯のスイッチを，単独で十連スイッチに設けること。

イ　車両後部

（ア）車両後部上方の左右対称の位置に取付けること。

（イ）ステンレス製の保護枠を取付けること。

（ウ）点滅は，前部赤色警光灯と連動させること。

（２）赤色点滅灯

（ア）フロントバンパー両側に取付け，スイッチは赤色警光灯と連動させること。

（イ）ステンレス製の保護枠を取付けること。

（ウ）点滅は，前部赤色警光灯と連動させること。

（３）電子サイレンアンプ

ア　無線電話装置本体，各電装品のスイッチ等は，運転席と助手席の間に集中コンソールボックスを設け機能的に取付けること。

イ　電子サイレン及び警鐘の擬似音を発することができ，かつ，拡声装置としても使用できるものであること。

（４）照明装置（メタルハライドライト）

ア　取付けは，車体上部前方左側で操作が容易に行える場所とすること。

イ　リモコン装置は，車体前部（キャブと車体の間）左側にボックスを設け取付けること。

（５）後退灯

後退灯は，車両後部左右の支障とならない位置に取付けること。

（６）標識灯

黒文字で「白根北部」と記入すること。

（７）電動モーターサイレン

ア　キャブ屋根上面に取付台を設け取付けること。

イ　自動吹鳴及び減音スイッチは十連スイッチに設け，手動用スイッチを単独で助手席付近に設けること。

（８）作業灯は，車体後方上部で車体上部への昇降等に支障とならない場所に取付けること。

（９）ホースカー動力昇降装置

ア　油圧電動方式とし，坂道等の傾斜地においても操作に支障のないものとすること。

イ　ホースカー収納時のロック装置は，操作が容易で，かつ，振動等により外れない構造とするとともに，ロック状況の確認ができる確認灯をホースカー直近及びキャブ内に設けること。

ウ　操作装置はロックレバー側に設け，操作順位を記した銘板を取付けること。

エ　油圧機構のうち，油圧モータースイッチ部は保護カバー付とし配管は，ホースカーとの接触による損傷防止策を講じること。

オ　ホースカーとの固定は安全確実で，ハブロック方式による他，車両走行時において落下防止の措置を十分に講じること。

(10) 梯子動力昇降装置（佐藤工業所　ＳＳＡ－Ⅱ又は同等品以上のもの）

三連はしごを積載でき，車体上部左側で車体上部の作業スペースを有効に確保できる場所に取付けること。

(11) 高圧噴霧消火装置（フォグテック・ノズル５段階切替可能，又は同等品以上の物）

ア　動力は，車両のトランスミッションサイドＰＴＯから取り出す。

イ　ポンプ本体，水槽，高圧消火ホース，ノズルは収納スペース及び車両重量バランスを考慮して積載すること。（積載方法は，別途協議する）

ウ　高圧消火ホースのホースリールは，引出し式の回転台付にする。

エ　プランジャーポンプと高圧消火ホースの中間に空気注入口を設けること。

オ　水槽は水量計を設けること。

カ　主要諸元及び性能はつぎのとおりとする。

（ア）プランジャーポンプ１２～２０メガパスカル程度

（イ）水最大吐出量　　２０～２５リットル／分

（ウ）高圧消火ホース　　５０メートルボールベアリング付ホースリール

（エ）水槽　　１２０リットル以上

(12) フレキシブルマイク

運転席右側上部に取付け，直近にスイッチを設けること。

(13) フレキシブルマップランプ

助手席側上部及び後部座席左右前方に設けること。

9　積載品及び付属品

安全確実に積載でき，容易に取外しができる堅固な装置を備え，別表２のとおりとし，同等以上の性能を有する品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

10　車体の形状及びぎ装要領

（１）車体の形状はボックス型とし，後方の視認性をよくするため，側板は，周辺折り曲げ構造とし傾斜を設けること。

（２）ぎ装は，努めてアルミ板及びステンレス鋼を使用し，総合的な重量軽減を図り，車両全体の重量バランスを考慮して施工すること。

（３）車体の骨組みは，完全に自立する構造とし，側板，腰板等に直接大きな荷重を負担させないこと。

（４）車体上面は十分強度があり，雨水等が滞留及び車体内部に浸水しない構造とすること。

（５）ポンプ操作部下部は，ステンレス張りとし，残水等が滞留しないよう傾斜を設けること。

（６）シャシーに骨組みを取付ける場合は，リベット接手又はボルト締めとし，主要部分のボルトにはダブルナット等の使用により緩み止め防止を施すこと。

（７）シャシーフレームにぎ装上の構造物，枠組み取付け台等を取付ける場合は，原則

として弛緩しない方法でボルト締めとすること。
（８）主要積載品及び取付け品は，それぞれ強固な固定装置を設けて積載するか，又は取付けること。
（９）手すり，足掛かり，握り棒を必要な場所に取付けること。
（10）ステップは周辺折り曲げ構造とし，ブラケット，手すり，握り棒等を取付ける部分には，十分な補強を施すこと。
（11）車体の重要な点検箇所及び主要部分には，点検整備に必要なスペースを確保するとともに，必要な箇所には点検口又は点検扉を設けること。
（12）燃料給油口は，給油に際し容易な位置に設けること。
（13）後部フェンダーは，タイヤチェーン着装時の走行，タイヤ交換及び積雪時において，タイヤチェーン掛け等の障害とならないよう十分に大きめな構造の反転式ステップ（チェーンレス）とすること。

11　資機材収納等

（１）ポンプ室
ア　点検整備が容易に行える広さとし，上部に点検口及び手すりを設けること。
イ　側板は，密閉型で吸・吐水コックの補修に必要な箇所の取りはずしが可能であること。
（２）ホースカー収納室
車体後部に設け，ホースカーの出し入れが容易に行なえる構造とすること。
（３）資機材収納棚
ア　車体両側面及びホースカー収納室上部に資機材収納棚を設け，機能的かつ体裁良く資機材を積載すること。
イ　ポンプ操作部下部にボックスを設け消防用ホース（６５ミリメートル）を積載するものとし，ホース延長による車体の損傷を防止するためのステンレス製三方ローラーを取付けること。（詳細は別途打ち合わせ）
ウ　最後部は４段とし，左側下部に引き出し装置を設け，信号機付投光器及び発電機を積載すること。
左側上部は，媒介金具等を収納する木又はアルミ箱を２個取付けること。
エ　車体側面前部両側には，吸水管を収納すること。（詳細は別途打ち合わせ）
オ　資機材収納棚は，資機材を効率的に積載でき，かつ，使用に際し資機材等の出し入れが容易に行える構造とすること。
カ　各棚に，積載資機材を固定する脱着が容易な固定装置（固定金具又はマジックバンド式ベルト等）を設けること。
キ　各棚に取外しが可能なスノコ板を敷くこと。
ク　各棚の段ごとに内径１５ミリメートル程度の水抜き穴を設け，最下段の穴にパイプを接続し，車体下方まで延長すること。
（４）扉等の構造
ア　ポンプ室上部の扉は雨水等が進入しない構造の蓋式とすること。
イ　ポンプ操作部両側下部ボックスの扉
（ア）下開きのステップ兼用とすること。（チェーンレス）

（イ）ドアロック（オートラッチ）を左右に取付けること。
（ウ）扉の内側はアルミ縞板張りとすること。
ウ　車体側面（左右６面）及び車体後部（１面）は全てシャッター方式で，上部絞り型としその構造は次のとおりとする。
（ア）シャッターはアルミ合金製ローラー方式で，耐久性，防水性を有し，開閉が任意の位置において停止できる機能を有すること。
（イ）開閉ハンドルは，ロック装置付とする。
（ウ）シャッターの取付けは，走行等の振動で歪んだり，ガタついたりしないよう確実に行うこと。

12　配管等

（１）管系統は，吸水配管，吐水配管，冷却用配管，残水排除用配管，エゼクター配管及び計器配管等からなるものとする。
（２）摩擦損失が少なくエアポケットを生じない構造とするとともに，残水しないよう努めて下り勾配とすること。
（３）吐水圧力によるたわみ等の影響を考慮して，確実に固定すること。
（４）放水口，中継口及び吸水口等はできるだけ低い位置に設けるとともに，ホース接続等の操作を考慮し，適切に並べること。
（５）防食処理を施すこと。
（６）適当な位置に緩衝装置（端面を防蝕処理したもの）を設けること。
（７）残水排除用配管（ドレン）は，パイプ等により車体下部まで導き，排水する構造とすること。

13　その他の取付品等

（１）昇降用はしご，タラップ等
ア　車体後部に昇降用はしごを取付けること。
イ　車体両側に昇降用のステップ（大）を取付けること。
ウ　キャブ後部ドア両側の下方に乗降用ステップを取付けること。
（２）手すり及び握り棒
ア　車体上部の周囲に２段式の手すりを取付けること。
イ　車体前部右側昇降用タラップの付近に握り棒を取付けること。
ウ　その他，車両整備等に必要な場所に手すり又は握り棒を取付けること。
エ　キャブ前面に窓ふき用のアシストグリップを２個取付け，フロントバンパーにアルミ縞板で足踏みを２箇所設けること。
（３）バッテリーは，引き出し装置付のボックスを取付けること。
なお,コード類はバッテリーの出し入れに支障がないよう十分な余裕をとること。
（４）マップケースを，後部座席前方手すり棒中央付近に取付けること。
（５）後部反射器は，車両後部両側に取付けること。
（６）消防章は，キャブフロント部に台座を設けて取付けること。
（７）各フェンダーに，ゴム製の泥除けを取付けること。
（８）車両前面に牽引用フックを設けること。

（９）携帯拡声器を，キャブ天井中央付近にブラケットを設け取付けること。
(10)後部座席後方パネル最上部に,防火衣等を掛けるフックを４個以上取付けること。
（11）車体後部に車輪止の収納枠を設けること。（車輪止は当市支給）

14　電装品関係

（１）各電装品の電気配線及び無線電話装置関係の配線は，キャブ内張り内を通すこととし，キャブ本体の貫通部は，雨水等の漏れを防止するとともに電装品及び各配線の取付け箇所が容易に点検できる構造とすること。
（２）配線及びコネクター等は，防水及び防錆性能を有するものを使用し，コネクター等に雨水等が直接かからない措置を講ずること。
（３）電装品のスイッチは，十連スイッチとする。
（４）各装置のヒューズは，集中コンソールボックスの付近に専用のボックスを設け取付けるとともに，ヒューズごとに銘板を取付けること。
（５）資機材収納ボックス等の照明灯
ア　各資機材収納ボックス内を有効に照明できる保護枠付照明灯(１２ワット程度)を各段ごとの左右に１個ずつ（車体後方吸水管収納ボックスは，左右各２個）設け，点灯及び消灯を扉の開閉と連動する構造とするとともに，メインスイッチを十連スイッチに設けること。
イ　ポンプ室内に，内部を有効に照明できる保護枠付照明灯（１２ワット程度）を設け，スイッチを十連スイッチに設けること。
ウ　ポンプ操作部に，操作部を有効に照明できる照明灯（蛍光灯，保護枠付）を設け，スイッチを直近に設けるとともに，メインスイッチを計器灯と連動で十連スイッチに設けること。
（６）路肩灯は，左右後輪付近に取付け，スモールライトと連動させること。

15　無線電話装置等

別添の仕様書による他，次のとおりとする。
（１）空中線（アンテナ）はキャブ屋根上面の後方中央部に取付け，配線は保護管付同軸ケーブル（５Ｄ２Ｖ）で内張り内を通し，無線電話装置本体取付け位置まで配線すること。
（２）無線電話装置用ボックス
ポンプ室両側板に，外部スピーカー用パンチングボード付無線電話装置用ボックスを取付けること。
（３）ＡＶＭ，ＧＰＳ装置
ア　装置は，当市の指定する車両から移設するものとする。
ただし，電源コード類は新品を使用することとする。
イ　本体は，運転席と助手席の間に設ける集中コンソールボックス内に収納すること。
ウ　端末装置は，ダッシュボード中央部及びポンプ室両側の無線電話装置用ボックス内に取付けること。
（４）無線デジタル化に備えて，デジタル無線アンテナ取付け作業等を考慮したものとすること。

（５）取付け方法等については，事前に無線取り扱い業者と打合せを行うこと。

第４　塗装等

１　塗装要領

塗装，メッキ及び文字の記入は，上質な材料を使用し，入念に仕上げること。

（１）下地

ア　完全な錆落とし

イ　洗浄

ウ　プライマー塗り

エ　水研ぎ

オ　サーフェーサー塗り

カ　完全乾燥

（２）上塗り

ア　下地塗装が十分乾燥した後実施

イ　ラッカー３回塗り以上

ウ　熱風乾燥又は焼付け

エ　コンパウンド及びワックスによる磨き仕上げ

２　塗　色

（１）朱色（関西ペイントＸＢ－３２７－Ｆ１３ウレタン６０又は同等品以上）

車両外面

（２）オリエンタルグリーン

ア　ポンプ室，ポンプアッセンブリー

イ　ボックス内面

（３）黒色

ア　フェンダー内

イ　車体下廻り

ウ　ホースカー室内

（４）銀色

ア　床板

イ　ステップ

ウ　車体上部

（５）その他

（２）及び（３）については，塗装前にピッチングコート又は同等の塗装を施すこと。

３　メッキ

次の部分には，良質なクロムメッキを施すこと。ただし，鉄製品については銅メッキを施した後クロムメッキを施すこと。（ステンレス，アルミ製品を除く）

（１）各操作バルブ，レバー，ハンドル類

（２）ボックスの蝶番，止め金具類
（３）各種保護枠
（４）手すり
（５）その他，別途指示するもの

４　文字等の記入

（１）キャブ両側に，丸ゴシックの白文字で，左右とも車両前方から
新潟市消防局（約１３０ミリメートル角）
白根消防署（約１００ミリメートル角）と記入すること。
（２）対空表示をキャブ屋根上に，６００ミリメートルの大きさで「新潟　白北Ｔ」と２段で記入すること。
（３）車両前後の指示位置に，丸ゴシック体の白文字で「白北Ｔ」（約７０ミリメートル角）と記入すること。
（４）その他，マーキング等のデザインについては別途打合せによるものとする。

第５　検　査

１　検査

本仕様書，承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。
ただし，一部の検査については，社内検査成績表等により省略するものとする。

２　納入検査

ぎ装メーカーは契約締結した自動車の完成物について，シャシーメーカーとの連帯の責任で履行期限までに，当市の納入検査を受けるものとする。

３　中間検査

（１）当市が必要と認める場合に実施するものとし，時期等については，製作工程を考慮し行うものとする。
（２）検査を行う場合，受注者は製作工程等を考慮し検査日の１４日前までに当市に依頼文書を提出すること。

４　最終検査

新規登録後，当市が指定する日時及び場所で行うものとし，検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は，当市の指示する日までに改修又は取替えを行い，再度検査を受けるものとする。

第６　補　則

１　登録等の経費

納入までに要する経費等は，受注者の負担とする。ただし，車両登録に要する経費のうち，自動車損害賠償責任保険，自動車重量税及びリサイクル費用は当市が負担す

る。

2　保証期間

（１）納入の日から起算して２年間とし，保証書を提出すること。ただし，保証期間経過後といえども，設計不良，製作上の欠陥等による故障等を生じた場合は，無償で修復又は取り替え等を行うこと。

　また，故障等が生じた場合の修理等については，速やかに対応すること。

（２）納入後に生じた故障等の修理について，その対応がぎ装メーカーまたはシャシーメーカーのいづれか判断の付き難いときの受付窓口はぎ装メーカーとし，責任を持って直ちにこれを処理すること。

3　納　入

　新潟運輸局新潟陸運支局の新規登録を受けた後，各部の点検整備及び清掃手入れを実施のうえ，当市の指示する場所へ納入すること。

4　取り扱い説明

　当市の担当職員に対して，専門係員を派遣し取り扱い説明を行うこと。

別表1

番号	品　　名	数	仕　　様　　等
1	車載無線電話装置	1式	別添仕様書のとおり
2	AVM･GPS装置		当市支給
3	ポンプ圧力計	2個	目盛0～3．5Mpa以上
4	ポンプ連成計	2個	目盛－1～2Mpa
5	赤色警光灯　フロント	1式	ﾊﾟﾄﾗｲﾄ　HZE－24VCJ (標識灯付)
			玉切れ感知装置SG-24UH, スピーカー
			SPS－50 (2個)
	リ　ヤ	1式	パトライト　LED－24(2灯)
6	電子サイレンアンプ	1式	ﾊﾟﾄﾗｲﾄ　SAPー500 FCVZ
			マイクロホン (SDM－04)
			マイク延長コード (SAPW－001)
			フレキシブルマイク (FMU-12型)
7	照明灯	1式	湘南工作所　MR－15DF型
			予備電球付
			SUD-1A
8	電動サイレン	1式	大阪サイレン　7N型
			自動吹鳴装置及び減音装置付
9	真空計	2個	
10	ポンプ回転計	2個	
11	流量計	2個	EMF－300
12	積算流量計	1個	EMS－424
13	不凍液注入装置	1式	
14	作業灯	1式	メタルハライド35W以上
15	車外無線送話機取出口	2式	左右
16	梯子昇降装置	1式	佐藤工業所　SSA-II　車体上部左側
17	地図等収納ボックス	1式	
18	バッテリー引出し装置	1式	
19	エンジン点検灯	1式	
20	路肩灯	2式	バス型 (認定品24V25W)
21	消防章	1式	サイズ150mm
22	火の粉飛散防止装置	1式	脱着式 (30メッシュ以上)
23	赤色点滅灯	1式	パトライト　LED－24(2灯) (フロント)
24	フレキシブルマイク	1式	

25	フレキシブルマップランプ	3式	
26	ホースカー動力昇降装置	1式	
27	高圧噴霧消火装置	1式	フォグテック

別表2

番号	品　　名	数	仕　　様　　等
1	吸管類	1式	
	吸管(金具付)	2本	エキスパン式軽量吸管　75㎜×10m以上
	吸口エルボ	2個	YONE　AS－75SSW
	吸口ストレーナー	2個	
	吸管ストレーナー	2個	プラスチック製(75mm)
	吸管ちりよけ籠	2個	籐製
	吸管まくら木	2個	ワンタッチ式，ゴム製
	吸管ロープ	2本	クレモナ　10mm×15m
2	消火栓金具	1個	YONE　PR－75(75mmﾒｽﾈｼﾞ×65mm差込ﾒｽ)ロープ引上げ式･マジックバンド付
3	中継用媒介金具	2個	65mmﾒｽﾈｼﾞ×65差込ﾒｽ
4	消火栓開閉器	1式	
		1本	新潟仕様(T字型)
		1本	防火水槽用手鍵　新潟仕様
5	吸管スパナ	2本	スロッター型
6	管そう	1式	
		2本	リニヤノズル(結合部65ﾐﾘ･差込式)
			PROEXプロモデル　65H．B
		1本	特殊ノズル　NV－B5W．2　　65mm．
7	ノズル	1個	噴霧ノズル　NMﾊﾟｰﾌｪｸﾄﾉｽﾞﾙ(50㎜用)
8	放口媒介金具	4個	YONE　65ﾒｽﾈｼﾞ×65差込オス
9	とび口	1式	
		2本	長さ約1．8M(材木とび)
		2本	長さ約1．0M　(材木とび)

10	手工具類	1式	
	金てこ	1本	長さ約1200mm・幅約32mm 約2．8kg
	剣先ｽｺｯﾌﾟ	1丁	
	ポンプ工具	1式	
	おの（大おの・剣付）	1丁	長さ約935mm・重量約3．8kg 材質(柄) グラスファイバー
	角ｽｺｯﾌﾟ	1丁	
	のこぎり	1本	Silky マスター330
	ツルハシ（バチヅル）	1丁	長さ約900mm・重量（頭）約2．3kg 材質(柄) グラスファイバー
	ハンマー（10ポンド）	1丁	長さ約920mm・重量（頭）約5．7kg 材質(柄) グラスファイバー
	補修用塗料	1式	500cc はけ3本
	冷却水ストレーナースパナ	1式	
11	鉄筋カッター	1個	
12	三連はしご	1基	関東梯子KHFL－SIW87（ｽﾃﾝﾚｽ製）
13	消火器	1本	自動車用（20型・固定金具付）
14	消防用ホース	2	ルミホース50mm.×20m耐圧1．6Mps
15	分岐管	1個	YONE MC分岐ボールバルブ
16	ホースブリッジ	1式	スーパーブリッジL型
17	スタンドパイプ	1本	YONE PS－65DV（呼び・標準） 消火栓結合部65mmネジ式
18	媒介金具	1式	
	異径媒介	2個	YONE 65差込メス×50mm差込オス
	同径媒介	1個	YONE 65差込メス×差込メス
	同径媒介	1個	YONE 50差込メス×差込メス
	同径媒介	1個	YONE 65差込オス×差込オス
	同径媒介	1個	YONE 50差込オス×差込オス
19	ホースバンデージ	10枚	キンパイ HB－100
20	ホースカー	1式	TS119リニアノズル2本分岐管取付金具付
21	ホースバンド	2本	OH－1型 肩掛けバンド付
22	携帯拡声器	1個	大阪サイレン TRM－119
23	応急処置用セット	1式	災害少人数用救急箱（5～10人用）
24	携帯投光機	1個	ﾎﾟｰﾀｰﾗｲﾄ

平成１８年度

消防専用無線電話装置仕様書

水槽付消防ポンプ自動車

新潟市消防局

消防専用無線電話装置仕様書

1　趣旨

この仕様書は，新潟市が平成１８年度に整備する水槽付消防ポンプ自動車（以下「車両」という。）に積載する消防専用無線電話装置（以下「無線装置」という。）について定めるものとする。

2　型式及び規格

⑴　無線装置は，「無線機器型式検定規則」（昭和３６年郵政省令第４０号）に定めるＦ３Ｅ及びＦ２Ｄの型式検定に合格した機器であるとともに，「消防防災設備整備費補助金交付要綱」（平成１４年消防消第７０号）に定める規格に適合したものとする。

⑵　無線装置の機種は，それぞれのメーカーの製品（無線装置の型式の確認された機器）のうち最新のものとする。

3　機器の構成

⑴　無線装置の機器の構成は，小型軽量で本体には外部スピーカーの取付端子があり，車両助手席前面付近の当市が指定する場所に取り付けられ，容易に着脱できるものであること。

⑵　送受話器は，ハンドセットとし，車両助手席前面付近及び車両両側面の当市が指定する位置に設け，衝撃，震動に耐える着脱容易なかけ金具をそれぞれに取り付けること。

また，音量つまみを全閉にしたときでも，ハンドセットで十分可聴できるものであること。

⑶　外部スピーカーは埋め込み型で，車両助手席付近と車両両側面の当市が指定する位置にそれぞれ取付けること。

また，無線機本体がスピーカー内蔵型の場合は無線機本体及び外部スピーカーの両方から同時に可聴できるものであり，車両両側面の外部スピーカーには入切スイッチを設け，当市が指定する位置に取付けること。

4　主な性能

無線装置の主な性能は，次のとおりとする。

空中線電力	１０Ｗ
電波の型式	Ｆ３Ｅ，Ｆ２Ｄ
通信方式	単信プレストーク方式（消防波）
周波数の帯域	１５ＭＨｚ以上
チャンネル容量	１６チャンネル以上
連続送信防止回路	連続送信防止回路を装備し，連続送信時間は６０秒とする。
ＡＶＭとの連動	ＡＶＭのキャリアセンス機能（無線機が受信状態であるとき，送信動作を規制する機能）が動作する信号の送出が可能であること。

5　電源電圧

⑴　電源電圧は，直流１２Ｖ又は２４Ｖとする。

ただし，車両の電源電圧が１２Ｖ又は２４Ｖのいずれであっても，当該無線装置が十分に機能するよう，無線機本体の電源スイッチと連動して入切する変換コンバーターを付加するものとする。

⑵　変換コンバーターは無線装置専用であること。

⑶　電源は，バッテリーから接続するものとし，実装配線図を添付すること。

6　実装周波数及び順位

実装する周波数及び実装順位は，次のとおりとする。

１ＣＨ	１５０．４５ＭＨｚ	（第１市波）
２ＣＨ	１５１．７１ＭＨｚ	（第２市波）
３ＣＨ	１５１．２３ＭＨｚ	（新津波）
４ＣＨ	１５０．３５ＭＨｚ	（白根波）
５ＣＨ	１５０．１９ＭＨｚ	（巻波）
６ＣＨ	１５２．０１ＭＨｚ	（広域波）
７ＣＨ	１５２．７７ＭＨｚ	（県内共通波）
８ＣＨ	１５０．７３ＭＨｚ	（全国共通波１）
９ＣＨ	１４８．７５ＭＨｚ	（全国共通波２）
10ＣＨ	１５４．１５ＭＨｚ	（全国共通波３）
11ＣＨ	１５８．３５ＭＨｚ	（防災相互波）

7　空中線及び給電線等

⑴　空中線は，１／４λ単一型とし，エレメントの太さは，２から３ミリメートルの強じんかつ発錆しにくいものとする。

⑵　給電線は，５Ｄ－２Ｖの同軸ケーブルとし，接続コネクターはＮ型とする。

⑶　空中線，給電線の取り付けについて，無線装置の受注者は契約後車両の受注者に現物を引渡し，その取り付け等について指示するものとする。

8　付属品

⑴　付属品は，別紙のとおりとする。

⑵　点検調整のとき，各ユニット相互に特殊な付属コードが必要な機種はこれを一式添付すること。

⑶　その他，メーカー側で指定する標準付属品一式。

9　納入後の保証

通常の運用管理のもとで発生した故障及び調整ズレの保証については納入後１年間無償とする。

10　部品類の補充

無線装置の部品類は，納入後いつでも補充ができるものであること。

11　写真の添付

写真は，次のものを各５部添付するものとする。

⑴　無線機本体及び付属品一式の写真（背景に車両のナンバープレートを入れて撮影すること。）

⑵　車両に無線機本体，外部スピーカーを取り付けた写真
⑶　車両の両側面のポンプ部付近のハンドセット及び外部スピーカーを取り付けた写真
⑷　空中線を取り付けた写真

12　承認図の提出

受注者は，契約後速やかに当市と無線装置の詳細部分について打ち合わせを行い後日無線装置の承認図を当市に提出し，承認を受けるものとする。

13　無線申請手続きの代行

⑴　受注者は，無線申請に必要な書類一式を当市に提出し，委任状の交付を受けた後無線申請手続きを代行するとともに，納期までに無線装置を車両に積載して運用できるようにするものとする。
⑵　車両更新に伴い，車両の配置替等が生じた場合，それに伴う無線局免許申請及び無線局変更申請手続きに要する手数料等の一切は，受注者の負担とする。

14　引渡し

無線装置の引渡しは，無線局免許状を添えて新潟市契約規則に定めるところに従い，引渡しを行うものとする。

15　ＡＶＭ装置

受注者は当市が指示するＡＶＭ装置を，当市の指定する位置に設置するものとする。

なお，旧車両の無線装置一式及びＡＶＭ装置一式の取外しも含むものとする

別紙

付属品は，次のとおりとする。

付属品一覧表

1	試験成績表	2部
2	送受話器	2組
3	送受話器かけ金具	2組
4	空中線（1/4λ単一型，給電線を含む）	1組
5	取扱説明書	2部
6	外部スピーカー	2組
7	無線機器型式検定合格書の写	3部
8	技術基準適合証明証書又は工事設計の認証書	2部
9	実装配線図	2部

消防ホース仕様書

新潟市消防局

1　総　則

（1）この仕様書は，結合金具付消防用ホース（以下「ホース」という。）について定める。
（2）ホースは，次に掲げる省令に適合するもので，消防法第２１条の２の規定に定める検定に合格したものとする。
　ア　消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和４３年9月１９日・自治省令２７号）
　イ　消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成４年１月２９日・自治省令2号）

2　仕　様

（1）ホース種別

呼　称	長　さ	使　用　耐　圧	形　　状
５０mm	２０m以上	１．６ＭＰａ以上	綾織り軽量
６５mm	２０m以上	１．６ＭＰａ以上	綾織り軽量

（2）結合金具
　アルミ合金製差込式（テフロン加工・O リングパッキン付）とし，ホースとの接続はグリッピンッグ締めとする。